

**第4期さかい男女共同参画プランの中間見直し
及び後期実施計画策定に関する基本的な考え方
について（答申）**

平成28年5月26日

堺市男女平等推進審議会

目 次

I. はじめに	1
II. 計画策定の背景	2
III. 堺市における男女共同参画を取り巻く現状と課題	5
IV. 第4期さかい男女共同参画プランの中間見直し及び後期実施計画策定に関する基本的な考え方について	9
1. 基本理念	9
2. 計画期間	9
3. めざすべき社会	9
4. 計画に盛り込むべき視点	10
5. 計画で取り組むべき事項	12
V. 計画の推進にあたって	18
<参考資料>	19
堺市男女平等推進審議会会長への諮問	21
堺市男女平等推進審議会委員名簿	22
堺市男女平等推進審議会審議状況	23
堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例 (平成14年条例第8号)	24
堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例施行規則	28

I. はじめに

堺市は、平成 14 年 4 月に施行した「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」に基づく基本計画として、2002 年度(平成 14 年度)から 2011 年度(平成 23 年度)までの 10 年間を計画期間とする「第 3 期さかい男女共同参画プラン」を策定しました。

その後、後継計画として、2012 年度(平成 24 年度)から 2021 年度(平成 33 年度)までの 10 年間を計画期間とする「第 4 期さかい男女共同参画プラン」(以下、「現行プラン」という。)を策定し、男女平等推進施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進しているところです。

現行プランの前期実施計画は 2016 年度(平成 28 年度)までであることから、本年 2 月、本審議会に対して、市長より「第 4 期さかい男女共同参画プランの中間見直し及び後期実施計画策定に関する基本的な考え方について」諮問がありました。

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少するなか、これからは多様な人材が活躍できる社会へと変革していくことが求められます。一方で昨今の社会経済情勢の変化の中で、生活に困難を抱える人々の状況も多様化かつ深刻化しており、これらの課題に対応するためには状況に応じたきめ細かな支援を行っていく必要があります。

本審議会では、これまで現行プランに基づいて進められた諸施策の成果、また国の「第 4 次男女共同参画基本計画」、大阪府の「おおさか男女共同参画プラン(2016—2020)」等をふまえ、今日の社会状況の変化により生じる新たな課題等への適切な対応が図られるよう、答申を取りまとめました。

本答申が後期実施計画の策定に最大限に反映され、すべての人がその個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ活力ある男女平等社会の実現をめざして、堺市・市民・事業者それぞれが、これまで以上に積極的に取組を推進していくことを期待します。

II. 計画策定の背景

1. 男女共同参画施策の動向

(1) 世界の動き

男女共同参画の取組は、国際連合(以下、「国連」という。)を中心として「平等・開発・平和」という目標達成のための世界規模の動きと連動し、推進されてきています。

1995年(平成7年)到北京で開催された第4回世界女性会議において「北京宣言及び行動綱領」が採択されたのに続き、2005年(平成17年)の「第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)」及び2010年(平成22年)の「第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)」で、女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進していくことが確認されました。さらに、2015年(平成27年)3月に開催された「第59回国連婦人の地位委員会(北京+20)」においては、「第4回世界女性会議から20周年にあたっての政治宣言」が採択されました。

また2011年(平成23年)に、これまで女性の地位向上を進めてきた4つの機関を統合、強化した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(略称: UN Women)」が発足し、女性の政治参画とリーダーシップの促進、女性の経済的エンパワーメント、女性・女兒に対する暴力の根絶などを重点分野として取り組んでいます。

さらに国連は2015年9月、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し、人間、地球及び繁栄のための行動計画として「持続可能な開発目標(SDGs)」を掲げました。この目標の5つめには「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女兒のエンパワーメントを図る」が位置づけられています。

国連以外の国際機関においても男女共同参画に関する重要な取組が進められています。例えば、国際労働機関(略称: ILO)は、1919年の創設以来、すべての働く男女の権利の促進および男女平等の達成に深く関わってきました。2009年(平成21年)6月に開かれた第98回総会では「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の中心にあるジェンダー平等」をテーマとして取りあげ、仕事の世界における男女平等を実現するための具体的な方策を検討・提案しています。

(2) 国・府の取組

国においては、1977年(昭和52年)に初の「国内行動計画」を策定し、以後、国際的な動きを受けて、国内でも総合的、体系的な取組を進めてきました。

1985年(昭和60年)に「女性(女子)差別撤廃条約」を批准し、1996年(平成8年)に「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀のわが国社会を決定す

る最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において施策や法整備を推進しています。しかし、男女格差を測る国際的指数GGI（ジェンダーギャップ指数）をみると、2015年（平成27年）現在、日本は145か国中101位と非常に低く、国際社会において日本のジェンダー平等政策は大きく後れをとっていると云わざるをえません。

一方で、2015年（平成27年）8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、国における男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」では、「あらゆる分野における女性の活躍」を柱の一つとして、その推進のために男性中心型の労働慣行を変革する必要性を強く打ち出しています。また、この計画では、女性活躍とは対極の困難な状況にある女性への支援、女性に対するあらゆる暴力の根絶なども改めて強調しています。

大阪府では、男女共同参画社会基本法により都道府県男女共同参画計画策定が法定化される以前から、府独自に計画を策定し、以後、計6回にわたる見直しを重ねながら取組を進めてきました。2016年（平成28年）3月には、「あらゆる分野における女性の活躍」を冒頭に位置付けた、「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」が策定されました。

(3) 堺市の取組

堺市では2002年（平成14年）3月に大阪府下の市町村で初めて「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」（以下、「条例」という。）を制定し、同年10月に「第3期さかい男女共同参画プラン」を条例が規定する基本計画と位置づけ、男女共同参画施策を推進してきました。

2007年（平成19年）の中間改定を経て、計画期間満了後、後継計画として、2012年度（平成24年度）から2021年度（平成33年度）までの10年間を計画期間とする現行の「第4期さかい男女共同参画プラン」を策定し、男女平等推進施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進しているところです。

この間、堺市は2005年（平成17年）2月の美原町との合併を経て、2006年（平成18年）4月に政令指定都市へ移行し、区役所を中心に、より地域の実情に応じた行政サービスを提供することが可能になりました。

2009年（平成21年）には「日本女性会議2009さかい」を多くの市民とともに開催し、ジェンダー主流化へのアプローチと男女共同参画社会の実現に向けた交流・情報発信を展開しました。

2014年（平成26年）3月には、UN Womenが取り組む「セーフシティーズ・グローバル・イニシアティブ」に、先進国で2番目、国内では初めて正式参加し、「堺セーフシティー・プログラム」として女性と子どもに対する暴力のないまちづくりを進めています。

また2014年（平成26年）11月には市長が自治体首長初の「イクボス[※]宣言」をし、ワーク・ライフ・バランスの推進にも力を入れているところです。

※「イクボス」…部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出し、自らも仕事と私生活を楽しむような上司（経営者・管理職）のこと

2. 堺市を取り巻く最近の社会経済情勢について

(1) 少子高齢化の進展

堺市の合計特殊出生率は、人口を維持するために必要とされる 2.07 を大きく下回っており、2010 年（平成 22 年）以降 1.43 から 1.41 の間にあり、2014 年（平成 26 年）は 1.43 と、国の 1.42 とほぼ同数、大阪府の 1.31 より高い状況となっています。

また、年齢 3 区分の構成比をみると、生産年齢人口（15～64 歳）は 2005 年（平成 17 年）の 66.6%から 2010 年（平成 22 年）の 63.1%、2014 年（平成 26 年）では 60.7%と減少を続けている一方、65 歳以上の人口は、2005 年（平成 17 年）の 18.6%から 2010 年（平成 22 年）の 22.5%、2014 年（平成 26 年）は 25.6%と増加しています。55～64 歳の人口が全人口の 12.5%を占める（平成 26 年）こと等を考慮すると、今後一層の高齢化が進展していくと予想されます。

(2) 依然として不安定な雇用情勢と貧困の拡大

大阪府における完全失業率は、全国平均よりも高い水準で推移しており、2014 年（平成 26 年）の全国平均 3.6%に対し、4.6%となっています。また、堺市の生活保護世帯数も増加をたどり、1995 年度（平成 7 年度）から 2013 年度（平成 25 年度）の間に被保護実人数が 2.96 倍と大きく伸び、2013 年度（平成 25 年度）の保護率は、人口 1,000 人あたり 30.9 人となっています。

また、非正規就業者割合をみると、2014 年（平成 26 年）の 40.2%（大阪府）は全国平均の 37.4%に比べて高く、特に女性においては 58.9%が非正規就業者となっています。

(3) 単身世帯やひとり親世帯の増加

堺市では、単身世帯が 2000 年（平成 12 年）の 72,672 世帯（22.8%）から 2005 年（平成 17 年）の 81,200 世帯（23.6%）、2010 年（平成 22 年）の 103,487 世帯（30.1%）と増えています。そのうち、65 歳以上の高齢者の単身世帯は 37,749 世帯で全単身世帯の 36.5%となっており、うち 26,839 世帯、すなわち 10 人中 7 人までが女性の単身世帯となっています。

また、20 歳未満の子どもがいるひとり親世帯は 2000 年（平成 12 年）の 5,779 世帯から 2005 年（平成 17 年）の 7,570 世帯と増加し、2010 年（平成 22 年）は 7,485 世帯とほぼ横ばいとなっています。そのうち母子世帯は 6,898 世帯（92%）と高い割合を占めています。

自治会加入率が低下するなど地域のつながりが希薄化する中、社会から孤立しがちな世帯が増えています。

Ⅲ. 堺市における男女共同参画を取り巻く現状と課題

堺市では、近年の社会経済情勢の変化の中で、市民の意識や行動がどのように変化してきているのかを明らかにし、今後の施策推進の参考とすることを目的に、昨年11月に「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」を実施しました。その調査結果から、現行プランの成果指標の進捗状況等を確認するとともに、堺市における男女共同参画を取り巻く現状と課題をまとめました。

1. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

- ・男性の家事に関わる平均時間及び6歳未満の子どもを持つ男性の育児に関わる平均時間(いずれも平日1日当たり)は、46分及び58分であり、平成22年調査(48分及び1時間10分)より減っています。[成果指標]
- ・男性は、仕事に費やす時間を短縮し、家事、育児、介護、地域活動等により多くの時間を使いたいと思っています。また、育児や介護のための休業や休暇を取得することについても肯定的に考えている一方で、これらの休業・休暇をとらない方がよいと考える理由では、「職場の理解が得られない」、「仕事の評価や配属に影響する」などが挙げられています。
- ・女性は、常時雇用の正社員を希望しながらも、現実には専業主婦やパート等の非正規社員が多くなっています。また、結婚や出産にかかわらず仕事を続けたい、あるいは子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続けたいと思いつつも、現実には子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムに就く女性が多いなど、「女性の働き方」については現実と理想にかなりのギャップが存在します。
- ・「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度は、平成33年度目標の50%に対して24.6%と低く、平成22年調査の20.3%からあまり増加していません。[成果指標]
- ・女性が仕事を辞めた理由では、「家事や子育てとの両立が困難だった」と「家事や子育てに専念したかった」が多い一方、男性は「希望通りの仕事内容・労働条件ではなかった」がもっとも多く、「家事や子育てとの両立が困難だった」は非常に少なくなっています。
- ・職場での現状が男性優遇であると感じている人が男女とも多数を占めています。
- ・男女が対等に働くために必要なこととして、大多数の女性が「結婚や出産にかかわらず働き続けられる職場」、「男女ともに育児・介護休業など休暇を取りやすい職場」を挙げています。
- ・平成26年度における市の男性職員の育児休業取得率は、4.5%です。[成果指標]

家庭生活の負担が女性に偏り、男性は仕事中心という不均衡な実情があり、希望通りの生活が実現できていない女性、不平等感を抱く女性が多いです。働きたい男女が、育児等をしながらでも希望通りの就業を継続することができ、能力を十分に発揮し、対等に働いているという実感の得られる職場環境にするためには、「ポジティブ・アクション」の取組の促進とともに、男性正社員を前提とした長時間労働を特徴とする

「男性中心型の働き方」の見直しが重要であり、「ワーク・ライフ・バランス」の実現に不可欠です。男性が主に稼ぐべきであるという男性役割のプレッシャーや過重労働のストレスから引き起こされる中高年男性の自殺という問題を防ぐためにも、これまで仕事中心の生活を送ってきた男性の意識改革とともに、経営者・職場の意識改革と働き方の変革が急務です。

2. すべての人が安心して暮らせる環境の整備

- ・配偶者・パートナー、交際相手からのDV被害は女性の3割以上が経験していますが、被害にあっても相談窓口などに相談する人は少なく、その理由としては、「相談するほどのことではないと思った」や「相談してもむだだと思った」が多いです。
- ・配偶者暴力防止法（DV防止法）の認知度は、前回調査の50.6%から増加しているものの、55.6%にとどまっています。[成果指標]
- ・未成年の未婚子をもつ女性のひとり親世帯には、非正規雇用者が多く、職場でのハラスメントと家庭でのDVの経験率が高くなっています。
- ・「性の多様性を認めるべきである」という考え方については、女性の方が男性よりも肯定的であり、大きな差があります。

DVや性暴力の被害者の多くは女性であり、固定的な性別役割分担意識に根差した問題であることを認識し、暴力の根絶に向けて社会全体で取り組んでいかなければなりません。DV防止法の周知を含めた市民に対する意識啓発の継続とともに、相談窓口の周知や支援体制の充実など、きめ細かな被害者支援が重要です。

ひとり親家庭、特に母子家庭においては、さまざまな面で困難を抱えやすく、経済的にも不安定になるリスクが高いため、貧困の世代間連鎖に子どもを陥らせないための総合的な支援が必要です。

性の多様性を認めることの必要性については、近年社会的認識が進みつつありますが、学校や家庭での教育に一層、力を入れる必要があります。性的少数者への理解を深めるための啓発とともに、当事者の相談体制を充実させることも重要です。

3. 子ども、男性、高齢者等にとっての男女共同参画の推進

- ・女の子・男の子に対する期待格差について、「自立できる経済力」を「必ず身につけるべきだ」と、男の子に期待する人は86.5%、女の子に期待する人は43.0%、格差は43.5ポイントという傾向は、前回（それぞれ87.4%、37.8%、49.6ポイント）と大きな変化はありません。しかし、「家事・育児の能力」を男の子に「必ず身につけるべきだ」とする人は24.1%、女の子に期待する人は59.0%と格差は解消に向かっています（前回それぞれ19.7%、63.2%、格差43.5ポイント）。子どもに受けさせたい教育の程度は男女ともに、女の子に対して男の子より低い学歴でよいと考える傾向は変わりませんが、4年制大学以上の学歴を女の子に希望する割合は63.3%、男

の子に希望する割合は 80.8%と、期待格差は 17.5 ポイントと縮まりました（前回それぞれ 54.2%、78.2%、24.0 ポイント）。[成果指標]

- ・(再掲) 男性の家事に関わる平均時間及び 6 歳未満の子どもを持つ男性の育児に関わる平均時間（いずれも平日 1 日当たり）は、46 分及び 58 分であり、平成 22 年調査（48 分及び 1 時間 10 分）より減っています。[成果指標]
- ・(再掲) 男性は、仕事に費やす時間を短縮し、家事、育児、介護、地域活動等により多くの時間を使いたいと思っています。また、育児や介護のための休業や休暇を取得することについても肯定的に考えている一方で、これらの休業・休暇をとらない方がよいと考える理由では、「職場の理解が得られない」、「仕事の評価や配属に影響する」などが挙げられています。
- ・(再掲) 平成 26 年度における市の男性職員の育児休業取得率は、4.5%です。[成果指標]
- ・65 歳以上の単身世帯では男性より女性が多くなっており、収入が 100 万円未満の世帯が多く、高齢女性の貧困化がうかがわれます。

子どもに対する学歴期待は、「自立できる経済力」や「家事・育児の能力」等への期待と強い相関があり、学歴についての期待格差の解消は、子どもの性別による差別の解消につながります。学校園においては人権尊重を基盤としたジェンダーにとらわれない教育を行うとともに、保護者等に対する啓発を一層進めることが重要です。また、男性が家庭生活や地域生活へ参画していくことに対する社会的な機運の醸成と、多様なライフスタイルに対応できるような育児・介護支援施設等の環境整備の充実が求められます。そしてそのモデルケースとなるべく、市の男性職員の育児休業取得率を一層向上させる取組も必要です。

4. 地域における男女共同参画の推進

- ・男女共同参画交流の広場の認知度は、女性 5.9%、男性 6.1%と前回（それぞれ 9.7%、11.0%）より低下しており、かなり低い状況です。[成果指標]
- ・「民生委員などの公的委員活動」や「学校の PTA 活動」、「NPO やボランティアなどの活動」などへの参加意欲は低いままとなっています。「NPO やボランティアなどの活動」に参加したことがあり今後も参加したい人は女性 14.8%、男性 12.6%であり、前回調査（それぞれ 12.3%、10.7%）より少し増えています。[成果指標]
- ・子どもが 0～2 歳のあいだの育児について、家庭での育児が望ましいと考える人が減少し、保育所等を利用しての育児が望ましいと考える人が増加しました。
- ・避難所運営や防災活動への男女共同参画は比較的必要と考えられていません。
- ・地域の住みやすさの評価では、小さな子どもを連れて出かけやすいと考える人が 36.5%、高齢者が出かけやすいと考える人は 36.3%、夜道でも安心して歩くことができると思う人は 24.1%となっています。[成果指標]

地域活動やボランティア活動への参加阻害要因として男性の多くが「仕事が忙しい」を挙げていることから、男女がともに地域活動の担い手として活力ある地域社会づくりに参画できるよう、一層の広報啓発と、仕事との両立を可能にするため企業によるワーク・ライフ・バランスの推進が求められます。

また被災時には、女性や高齢者、子どものニーズが軽視されたり、性暴力被害が平常時より増えるなど、これらの人々がより厳しい立場におかれることを考慮し、とくに避難所運営にあたって女性の参画は欠かせず、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害対策を推進する必要があります。

女性が夜道でも安心して歩け、子連れや高齢者等も出かけやすいまちづくりをめざし、「堺セーフシティ・プログラム」等の施策の充実が望まれます。

5. 男女共同参画による都市魅力の創出

- ・「夫は外で働き、妻は家庭をまもるべきである」という固定的性別役割分担意識について、否定的な女性は54.8%、男性は45.4%と、前回（女性37.5%、男性31.4%）に比べてかなり高くなっています。[成果指標]
- ・夫婦別姓について、支持する人は、女性57.1%、男性46.7%と、前回（女性51.9%、男性41.9%）に比べて増えています。
- ・男女共同参画に関わる条約や法律の認知度は非常に低い状況です。
（男女共同参画社会基本法の認知度29.5%、女性（女子）差別撤廃条約の認知度17.3%）
- ・政治の分野における男女の地位が「平等である」と考える人の割合は、女性10.5%、男性24.8%となっており、なかでも女性の若い世代に顕著で、男女間の認識の差が大きく表れました。[成果指標]
- ・職場及び家庭で、男女の地位が「平等である」と考える人の割合は、女性17.0%及び25.7%、男性26.3%及び42.4%と男女間の認識の差が顕著です。[成果指標]
- ・市の審議会等委員の女性比率は平成27年4月1日現在36.9%で、微増しながら目標の40%以上60%以下に近づいています。[成果指標]
- ・平成27年4月1日現在の市の管理職の女性比率は11.4%、教職員管理職の女性比率は21.3%であり、いずれも増加傾向にあります。[成果指標]

固定的な性別役割分担意識は、解消傾向が見られるものの、まだまだ根強いことがわかりました。性別役割分担意識は、女性の労働や男性の家庭・地域生活への参画の妨げとなり、女性の労働条件や経済的状況の不利、男性の家庭生活の困難にもつながります。啓発方法の見直しを行い、市民一人ひとりの意識変革を進めていくことが必要です。

その際、一般市民向けの啓発にとどまらず、事業者や経営者への啓発を実施することが必要であり、効果的です。

加えて、市が率先して審議会等への女性の選任や管理職への女性職員の登用に取り組む必要があります。

IV. 第4期さかい男女共同参画プランの中間見直し及び後期実施計画策定に関する基本的な考え方について

本審議会では、こうした男女共同参画施策の推進に関する現状や課題をふまえ、堺市における第4期さかい男女共同参画プランの中間見直し及び後期実施計画策定に関して、次のとおり基本的な考え方を示します。

1. 基本理念

2002年（平成14年）3月、総合的かつ計画的に男女平等社会の形成の推進を図り、21世紀の「ひとが輝く市民主体の堺」を築くため制定した、「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」は次の7つの基本理念を定めています。引き続きこの基本理念を念頭におき、男女共同参画に関する施策を推進していくことが重要であると考えます。

- (1) 個人の人権の尊重
- (2) 社会における制度・慣行の見直し
- (3) 政策等の立案・決定への対等な参画
- (4) 家庭生活における活動と社会生活における活動の両立
- (5) 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (6) 男女の性別にとどまらないあらゆる人の人権の配慮
- (7) 国際社会との協調

2. 計画期間

現行プランの計画期間は、2012年度（平成24年度）から2021年度（平成33年度）の10年間であり、具体的な施策に取り組む実施計画部分については、前期実施計画期間を2012年度（平成24年度）から2016年度（28年度）までの5年間としていることから、後期実施計画期間についても2017年度（平成29年度）から2021年度（33年度）までの5年間とするのが望ましいと考えます。

3. めざすべき社会

- (1) すべての人が性別にかかわらず、人権が尊重され、尊厳を持って生きることのできる社会
- (2) 個性と能力を十分に発揮することができ、共に責任を担う多様性に富んだ活力ある社会
- (3) 性別による決め付けがなく、誰もが仕事と生活の調和がとれた豊かな人生を送ることができる社会
- (4) 国際的に評価の高い男女平等社会

4. 計画に盛り込むべき視点

現行プランでは、堺市の現状や課題をふまえ、5つの視点をもって5つの基本課題ごとに施策の方向を定め、取組を進めてきました。また、その5つの基本課題について達成状況を測る成果指標を設定し、2021年度（平成33年度）末まで取り組んでいるところです。主な事業については実施内容や状況を示す活動指標を設定し、毎年度の進捗状況を把握しています。現行プランを見直すにあたり、基本的枠組みである5つの視点並びに5つの基本課題については維持していくことが望ましいと考えますが、この5年間で生じた新たな課題等を盛り込み、施策の基本的方向を定める必要があります。

《5つの視点》

(1) 男女共同参画施策の推進による社会の活性化

少子高齢化に伴う労働力人口の減少や、多様化する社会のニーズに対応するためには、能力がありながら十分に活躍する機会のない女性や外国人等、多様な人材の活躍促進が必要です。経済の活性化と社会の持続的な発展のためにも、これまでの固定的な性別役割分担意識を解消し、性別にかかわらず誰もがそのライフスタイルやライフステージに応じ、仕事と家庭生活や地域活動等を両立できる環境整備を進めることが重要です。

(2) 市民のセーフティネットの充実

経済の低迷に伴う雇用環境の変化や、家族形態の変容などを背景に、貧困に加え、教育や就労の機会が得られない、地域で孤立するなど、さまざまな困難に直面する人が増加しています。また、女性に対する暴力や男性の自殺の問題も、依然として深刻な状況にあります。市民の生命と尊厳を守り、安全で安心して暮らせるまちとなるよう、市民に一番近い窓口として、庁内外の連携のもと、あらゆる困難をかかえる人々の生活を支えるセーフティネットを充実していく必要があります。

(3) すべての人が共感できる男女共同参画施策の推進

男女共同参画施策の推進は、子どもから高齢者まで性別を問わず、すべての人が生きやすい社会をつくることを目的としています。男女共同参画社会の実現が、男性や子ども、高齢者などにとって身近な課題であり、避けて通れない課題であるとの認識を広げ、理解と共感を深める必要があります。

(4) 地域に根差した男女共同参画施策の推進

地域における人間関係の希薄化や、単身世帯の増加など、地域社会ではさまざまな変化が生じており、地域における課題も多様化しています。活力ある地域社会を形成するためにも、若者や男性の地域活動への参画や、方針決定過程への女性の参画など、地域における男女共同参画施策を促進する必要があります。

(5) 男女共同参画の視点による施策の推進（ジェンダー主流化）

すべての人が、性別にかかわらずいきいきと活躍し、安心して暮らせる豊かなまちづくりを進めるためには、市のあらゆる施策にジェンダーの視点をもって推進する「ジェンダー主流化」は欠かすことができません。そのためにも、それぞれの分野において男女がどのような状況にあるのかを明らかにし、各施策が男女にどのような影響を及ぼしているかを把握・分析するジェンダー統計を推進することが重要です。

《新たに盛り込むべき課題》

①女性の活躍推進

豊かで活力ある社会の実現を図るためには、職業生活を営む女性の個性と能力が十分に発揮されることが重要と考えます。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律では、地方公共団体は当該区域内における女性の職業生活についての推進計画を定めるよう努めるとされており、本市においても法に基づく推進計画を策定することが必要です。

また、市内企業に対し、事業主行動計画を策定するよう呼びかけ、女性の活躍を推進することが重要と考えます。

②貧困状態にある子どもへの支援

子どもの相対的貧困率は上昇傾向にあり、特にひとり親家庭など大人1人で子どもを養育している家庭が経済的に困窮している実態があります。なかでも母子世帯が圧倒的に多く、これらひとり親に対する支援と同時に、貧困の次世代への連鎖を断ち切るためにも、家庭の経済状況等によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないように、貧困状態にある子どもの実情に応じたきめ細かな教育支援等切れ目のない支援が必要と考えます。

③性暴力への対策の推進

性暴力は、女性や子どもが被害者になることが圧倒的に多く、このような性暴力は根底にジェンダーの問題があることを認識し、防止・抑止のための幅広い対策と、被害者の心身回復のための相談・支援体制の整備が重要と考えます。また、性犯罪被害に対する社会の偏見や無理解を減らすため、一層の啓発が必要です。

5. 計画で取り組むべき事項

(1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

ワーク・ライフ・バランスとは、市民一人ひとりが、年齢や性別にかかわらず、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。そのためには「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識の解消や、長時間労働を前提とした従来の働き方を見直す等により、仕事と育児や介護、地域活動などが両立できる社会を実現することが必要です。

また、少子高齢化の急速な進展による労働力人口の減少、社会経済のグローバル化などをふまえば、雇用の場において、女性をはじめ多様な人材の活躍を促進することは、必要不可欠です。とくに職業生活を営む女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく取組を着実に進めていくことが重要です。

仕事と生活を両立できる環境の整備に企業が取り組むことは、生産性向上や優秀な人材の確保に役立ちます。

すべての人が仕事と家庭生活や地域活動等を両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの社会的気運を醸成し、ポジティブ・アクションの普及促進やライフスタイルに応じた柔軟な働き方を選択できる仕組みの促進が必要です。

また、職場におけるパワー・ハラスメントや女性に対するセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどは重大な人権侵害であるとともに、女性の就業継続の阻害要因でもあり、事業主、労働者等への啓発を含めた防止対策の推進が必要です。

また、子育て世代の多様なニーズに対応するため、保育所入所待機児童解消に向けた更なる取組と保育サービスの一層の充実、ますますニーズが高まる介護サービスの充実等の環境整備を進めることが重要です。

《具体的な取組例》

- ① 人間らしい生活を送るための働き方の見直し
 - ・労働関連各種法令の周知及び情報提供
 - ・男女がともに家庭責任を担える職場環境整備
 - ・セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどあらゆるハラスメントの防止対策の推進
 - ・労働相談の充実

- ② 女性の活躍による経済の活性化
 - ・ポジティブ・アクションの普及促進等、働く女性への支援
 - ・女性のための再就職・転職支援
 - ・起業等をめざす女性への支援
 - ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく取組の実施

- ③ 男性の働き方の見直し
 - ・男性の意識改革の促進
 - ・男性の育児休業・介護休業取得の普及促進
 - ・自殺対策事業

- ④ 育児・子育て・介護支援の充実
 - ・多様な保育サービスの提供と保育所入所待機児童の解消
 - ・放課後における児童の健全育成
 - ・育児・子育てに関するさまざまな相談と情報提供及び生活環境の整備
 - ・介護に関するさまざまな相談と情報の提供
 - ・多様な介護サービスの提供

(2) すべての人が安心して暮らせる環境の整備

DVなどの女性に対する暴力や子どもに対する虐待は重大な人権侵害であり、個人の尊厳を重んじ対等な関係づくりをすすめる男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。特に近年、SNSなどのインターネット上の新たなコミュニケーションツールを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春、児童ポルノ、人身取引等、暴力の形態が多様化する中、暴力を許さない意識の醸成にむけた取組をさらに進めるとともに被害者の状況に即したきめ細かな支援を行う必要があります。

また、社会経済状況の変化等を背景に、貧困、教育・就労等の機会を得られない、地域で孤立するなど、様々な生活上の困難に直面する人々が増加しています。特に、母子世帯やひとり暮らしの高齢女性の貧困率が高く支援が必要です。加えて、生活上の困難が放置され深刻化すると、DVや児童虐待につながることも懸念されることから、貧困状態におかれている子どもに対する十分な支援を行い、貧困の連鎖を断ち切ることが重要です。また、障害があること、在住外国人であること、同和問題等により困難な状況に置かれていることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人々もいるということに留意し、施策を進める必要があります。

さらに、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）が尊重され、誰もが生涯にわたり健康に暮らせるための支援を進めるとともに、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）への理解を深め、多様な性を尊重する意識を醸成することにより、誰もが安心して暮らせるまちとなるよう取組を進める必要があります。

《具体的な取組例》

- ① 女性に対する暴力の根絶
 - ・性暴力への対策の推進（堺セーフシティ・プログラムの推進）
 - ・暴力を許さない意識啓発の推進
 - ・被害者の相談・支援の推進
 - ・関係機関との連携の強化

- ・セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどあらゆるハラスメントの防止対策の推進(再掲)
- ・障害者虐待の防止

- ② 自立と安定した生活を送るための支援
 - ・ひとり親家庭への支援
 - ・ひとり暮らしの高齢者への支援
 - ・高齢者の性別分業にとらわれない就労機会の確保
 - ・障害者への就労支援
 - ・異文化理解の促進と在住外国人に対する支援
 - ・生活保護受給者および生活困窮者への就労支援
 - ・貧困状態にある子どもへの支援
- ③ 生涯にわたる健康支援
 - ・生命と性を尊重する啓発の推進
 - ・ライフステージに応じた健康対策の推進
 - ・性差を考慮した生涯にわたる健康の保持・増進
- ④ 子ども虐待の防止
 - ・子ども虐待防止に向けた意識啓発の推進
 - ・子ども虐待防止に向けた関係機関との連携強化
 - ・子どもや親への相談・支援の推進

(3) 子ども、男性、高齢者等にとっての男女共同参画の推進

男女共同参画は、子どもから高齢者まで、また、障害があること、外国人であることなど、あらゆる人権に配慮し、すべての人が自分自身の重要な課題として共感できるものとなるように取り組む必要があります。

そのためには、多くの男性が固定的な男性役割に捉われ仕事中心の生活を選択している状況から脱却し、多様な働き方や生活スタイルを選択できるよう、職場や地域などあらゆる場における慣行の改善や、労働時間を削減する制度の整備、意識改革を進めていくことが重要です。

また、次世代を担う子どもたちが子どもの頃から男女共同参画を理解し、その個性を尊重されて伸びやかに育ち、多様な選択のできる人生を送れるよう、学校園における男女平等教育や、その内容を充実するための教職員研修、保護者への意識啓発等を推進していかなければなりません。

今後の高齢社会を豊かなものにするためにも、高齢者を、社会を支える重要な一員として捉え、高齢者の社会参画に対する支援、経済的自立につなげるための環境の整備等を進めていく必要があります。

《具体的な取組例》

- ① 男女平等教育の推進

- ・小・中学校における男女平等教育等の推進
- ・教職員研修の充実
- ・保育所・幼稚園における男女平等教育の推進
- ・保護者等に対する啓発の促進
- ・子どもの安全・安心の確保

② 男性にとっての男女共同参画

- ・男性の意識改革の促進(再掲)
- ・男性が家庭生活に参画するための積極的な意識啓発
- ・男性の育児休業・介護休業取得の普及促進(再掲)
- ・男性の育児能力や家事・介護能力を高めるための支援
- ・男性に対する脱暴力支援
- ・男性に対する相談支援

③ 高齢者にとっての男女共同参画

- ・ひとり暮らしの高齢者への支援(再掲)
- ・高齢者の性別分業にとらわれない就労機会の確保(再掲)
- ・経験を活かし活動できる地域活動の情報や学習機会の提供
- ・地域での高齢者の生活支援に関するネットワークづくりの促進や相互援助を行うシステム等の支援体制の充実

(4) 地域における男女共同参画の推進

少子高齢化や経済の低迷などの社会経済情勢の変化とともに、地域の抱える課題が多様化・複雑化していると同時に、核家族化や人間関係の希薄化が進み、子育てや介護で孤立し悩みを抱える人も少なくありません。

これらの地域課題の解決に向けて、地域が主体的に取り組めるよう自治会をはじめとした地域の各団体が連携し、それぞれが力を十分に発揮して地域力を高めることがより一層求められています。

市民にとって家庭とともに最も身近な暮らしの場である地域において、女性がその個性や能力を発揮し、地域における意思決定過程に参画するとともに、特定の性や年齢層で担われている分野へ男女双方が参画することが課題解決の鍵となり、ひいては地域の活性化につながっていきます。

このため更なる意識啓発を進め、地域ネットワークづくりの支援を行うとともに、地域の人たちと力を合わせ子育てや介護支援等の課題を解決し、あらゆる人々にとっての身近な男女共同参画を進めることが重要です。

《具体的な取組例》

① 活力ある地域活動の推進

- ・地域活動への男女共同参画の促進
- ・地域で活動する組織等における方針決定の場への女性の参画促進
- ・経験を活かし活動できる地域活動の情報や学習機会の提供（再掲）

・地域ネットワークづくりの支援

- ② 地域での支えあいによる育児・子育て・介護支援等の充実
 - ・地域での育児・子育てに関するネットワークづくりの促進や相互援助を行うシステム等の支援体制の充実
 - ・地域における児童生徒の安全確保の推進
 - ・地域での高齢者の生活支援に関するネットワークづくりの促進や相互援助を行うシステム等の支援体制の充実(再掲)
- ③ 男女共同参画の視点に立った防災・環境その他の分野における安全・安心なまちづくり
 - ・男女共同参画の視点を取り入れた地域での防災・災害復興体制の確立
 - ・男女共同参画の視点をもったまちづくりの推進

(5) 男女共同参画による都市魅力の創出

すべての人が性別にかかわらずその個性と能力を發揮し、職場や家庭、地域などあらゆる場面で活躍することにより、社会のさまざまな場に多様な視点や新たな発想が取り入れられ、多様性に富んだ活力ある社会が形成されます。

堺市においても、より一層、固定的な性別役割分担意識の解消に努め、さまざまな活動に男女が参画できるような取組とともに、意思決定過程への女性の参画をさらに加速させていくことにより、将来にわたり持続的に発展する活力あるまちとして、国内外からも評価される魅力あるまちづくりをすすめることが必要です。

《具体的な取組例》

- ① ジェンダー平等に向けた意識の変革
 - ・男女共同参画に向けた市民の意識変革の促進
 - ・市民の主体的な活動の促進
 - ・男女共同参画に向けた市職員の意識変革の促進
 - ・男女共同参画の視点に立った表現の推進
 - ・メディア・リテラシー（情報を主体的に読み解き、判断・選択し、使いこなしていく能力）の育成
- ② 政策方針決定過程への女性の参画促進
 - ・市の審議会等への女性の参画促進
 - ・市女性職員の管理職等への登用促進
 - ・市女性教職員の管理職等への登用促進
 - ・女性リーダーの人材の発掘、育成
- ③ ジェンダー平等に向けた国際的協調
 - ・UN Women など国際機関との交流と連携の推進
 - ・堺セーフシティ・プログラムの推進

- 平和を大切にする意識啓発の推進
- ジェンダー統計の推進とジェンダー予算に関する調査・研究

V. 計画の推進にあたって

男女共同参画の推進は労働、健康、教育など堺市の様々な行政課題と深く関わっているということを職員全員が十分に認識し、全庁的な課題として取組をすすめていくことが必要です。そのためには、全庁においてジェンダー統計を推進し、あらゆる分野における男女の状況を把握するとともに、それぞれの施策が男女に与える影響が中立であるかを検証する必要があります。

また、後期実施計画を実効性のあるものとするため、計画の実施・評価・改善のプロセスをより明確にした進捗管理システムの見直しが必要です。

さらに、今後ますます多様化する課題に、庁内関係部局が連携し、複合的に取り組むことが求められています。また、庁内のみならず、国・府・近隣市町村、市民、地域、企業、関係団体等、多様な主体と連携・協働して取り組むことが重要です。

- (1) 女性(女子)差別撤廃条約、男女共同参画基本計画など、国際社会や国の取組を全庁周知することによる全庁的な「ジェンダー主流化」の推進
- (2) 全庁におけるジェンダー統計の推進
- (3) 計画の実施・評価・改善プロセスの実施
- (4) 庁内関係部局との連携強化
- (5) 国・府・近隣市町村等との連携
- (6) 市民との協働を基調としながら、社会情勢や市民ニーズに対応した事業の推進

参 考 资 料



堺男女共第1702号

平成28年2月16日

堺市男女平等推進審議会

会長 段林 和江 様

堺市長 竹山 修身



堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例(平成14年条例第8号)第10条第3項の規定に基づき、次のとおり諮問する。

諮問

堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例をふまえた男女平等推進施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方向について、貴審議会の意見を求める。

理由

堺市は、「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」を平成14年4月に施行し、平成24年度から33年度までの10年間を計画期間とする「第4期さかい男女共同参画プラン」に沿って、男女平等推進施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進している。

このたび、平成28年度までの前期実施計画の進捗状況や男女共同参画社会の形成に関連する様々な状況の変化、市民意識の変化等を考慮のうえ、「第4期さかい男女共同参画プラン」の中間見直し及び後期実施計画策定に関する基本的な考え方についてお示しいただきたい。

堺市男女平等推進審議会委員名簿

審議会	氏 名	職 名 等(就任中のもの)
会長	段 林 和 江	弁護士
委員	伊 田 久 美 子	公立大学法人大阪府立大学 地域連携研究機構 教授 女性学研究センター長
委員	金 丸 尚 弘	堺市人権教育推進協議会 会長
委員	川 井 勇 二	連合大阪 堺地区協議会 議長代行
委員	岸 典 子	市民
委員	篠 田 厚 志	NPO法人ファザーリング・ジャパン関西 理事長
委員	杉 本 志 津 佳	一般財団法人 大阪府男女共同参画推進財団 カウンセラー
委員	多 賀 太	関西大学 文学部 教授
委員	只 友 景 士	龍谷大学 政策学部 教授
委員	野 坂 祐 子	大阪大学大学院 人間科学研究科 准教授
委員	松 田 聰 子	桃山学院大学 法学部 教授
委員	山 口 典 子	堺市女性団体協議会 委員長

(50音順・敬称略)

堺市男女平等推進審議会審議状況

年 月 日	審 議 会	会 議 内 容
平成 27 年 10 月 19 日	第 28 回堺市男女平等推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「第 4 期さかい男女共同参画プラン」に係る平成 26 年度事業実施(進捗)状況報告について ▶ 「第 4 期さかい男女共同参画プラン」に係る平成 27 年度推進事業計画(案)について ▶ 「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」について
平成 28 年 2 月 16 日	第 29 回堺市男女平等推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 諮問「第 4 期さかい男女共同参画プランの中間見直し及び後期実施計画策定に関する基本的な考え方について」 ▶ 「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」報告書(速報版)について ▶ 「第 4 期さかい男女共同参画プラン」の中間見直し及び後期実施計画の策定に向けて～調査結果からみられる現状と課題～ ▶ 「第 4 期さかい男女共同参画プラン」の中間見直し及び後期実施計画の策定に関する今後のスケジュールについて
平成 28 年 3 月 22 日	第 30 回堺市男女平等推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「第 4 期さかい男女共同参画プランの中間見直し及び後期実施計画策定に関する基本的な考え方について」(答申)(案)
平成 28 年 5 月 18 日	第 31 回堺市男女平等推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「第 4 期さかい男女共同参画プランの中間見直し及び後期実施計画策定に関する基本的な考え方について」(答申)(案)

堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第9条）

第2章 基本的施策（第10条―第13条）

第3章 推進体制等（第14条―第17条）

第4章 雑則（第18条）

附則

我が国は、女性差別撤廃条約を軸とした国際的な潮流の中で、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として男女平等社会の実現を位置付けた男女共同参画社会基本法を制定した。

堺市は、他市に先駆け、女性問題行動計画を策定し、男女共同参画宣言都市となるなど男女平等社会の実現に向けて積極的に取り組んできているが、性別による役割分担意識やこれに基づく社会慣行等は依然として根強く、全国的にも女性に対する暴力が社会問題化するなど男女平等の達成にはなお多くの課題が残されている。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくには、これまでの固定化された男女の役割にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮するとともに、あらゆる分野において男女が対等に参画できる男女平等社会の実現が重要である。

ここに私たちは、堺市の主要政策として、男女平等社会の実現を目指すことを決意し、総合的かつ計画的に男女平等社会の形成の推進を図り、21世紀の「ひとが輝く市民主体の堺」を築くため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における男女平等社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会 すべての人が、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、対等な社会の構成員として自らの意思により職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野（以下単に「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画し、共に責任を担う社会をいう。
- (2) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における性別間の格差を是正するため必要な範囲内において、不利な状況にある性に対し、格差是正の機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 本市の区域内において、公的であると私的であるとを問わず、及び営利であると非営利であるとを問わず事業を行うものをいう。

（基本理念）

第3条 男女平等社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が個人としてその尊厳が重んじられ、直接的であると間接的であるとを問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されるべきこと。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会的制度、慣行又は伝統は、あらゆる人の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう見直されるべきこと。
- (3) 市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が対等に参画する機会が確保されるべきこと。
- (4) 家族を構成する者は、互いに人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に均等に責任を分担すること。
- (5) 妊娠、出産その他の性と生殖に関しては、自己決定が尊重されること及び生涯を通じた健康な生活を営むことについて配慮されるべきこと。
- (6) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されるべきこと。
- (7) 男女平等社会の形成の推進に向けた取組は、国際社会における取組と協調して行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、男女平等社会の形成の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「男女平等推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女平等推進施策を実施するに当たり、国、府、市民及び事業者と相互に連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女平等社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の積極的確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者等の責務)

第7条 家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、男女平等の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 何人も、子どもたちの男女平等教育に関し、自ら積極的に参画するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、直接的であると間接的であるとを問わず、性別を理由とする権利侵害及び差

別取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント（相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与えること又は相手方の生活環境を害することをいう。）を行ってはならない。
- 3 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンス（配偶者等親しい関係の者からの身体的、性的、心理的又は経済的暴力をいう。）及びこれと相関する児童虐待を行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力等を助長し、又は連想させる表現並びに人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

（基本計画）

第10条 市長は、男女平等推進施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画の実効性を高めるため、その進行管理に係る適切な手法を導入するものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第15条第1項に定める男女平等推進審議会の意見を聴取するとともに、市民の意見を反映することができるよう、適切な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（年次報告）

第11条 市長は、男女平等推進施策の実施状況等について、年次報告を作成し、これを公表するものとする。

（市民及び事業者の理解を深めるための措置）

第12条 市は、男女平等社会の形成の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等適切な措置を講ずるものとする。

（審議会等の委員の構成）

第13条 市長その他市の執行機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。

第3章 推進体制等

（施策の推進体制の整備）

第14条 市は、男女平等推進施策を円滑かつ総合的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

- 2 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女平等社会の形成の視点をもって取り組むものとする。

- 3 市は、男女平等社会の形成の推進のため、必要な拠点機能の整備に努めるものとする。
- 4 市は、基本計画に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女平等推進審議会)

第15条 基本計画その他男女平等社会の形成の推進に関する重要事項を調査審議し、及び意見を述べるため、堺市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長が任命し、又は委嘱する委員15人以内をもって組織する。
- 3 市長は、男女いずれか一方の性が委員総数の10分の4未満とならないよう委員を選出しなければならない。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(苦情等の処理)

第16条 本市の区域内に住所を有する者又は本市の区域内に所在する学校、事業所等に通学し、又は通勤する者（次条において「市民等」という。）は、市が実施する男女平等推進施策又は男女平等社会の形成の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情その他の意見がある場合は、市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、調査の上次条第2項に定める堺市男女平等相談委員の意見を聴き、必要な措置等を講ずるものとする。
- 3 市長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(相談の申出)

第17条 市民等は、第8条に規定する性別による権利侵害その他の男女平等社会の形成を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するため、堺市男女平等相談委員（以下この条において「相談委員」という。）を置く。
- 3 相談委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 相談委員は、必要に応じて関係者に対し資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第15条から第17条までの規定は、規則で定める日から施行する。

堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例（平成14年条例第8号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(委員)

第2条 条例第15条第1項の堺市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 事業者
- (4) その他市長が適当と認める者

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会に、その円滑な運営を図るため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第6条 審議会（部会を含む。次条及び第8条において同じ。）は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、男女共同参画推進課において行う。

(審議会の運営)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(相談委員)

第9条 条例第17条第2項の堺市男女平等相談委員（以下「相談委員」という。）は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。

2 相談委員の任期は、2年とする。ただし、相談委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 相談委員は、再任されることができる。ただし、任期を通算して6年を超えることはできない。

4 市長は、相談委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は相談委員に職務上の義務違反その他相談委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

（職務の執行等）

第10条 相談委員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 条例第16条第1項の規定による申出について市長に意見を述べること。

(2) 条例第17条第1項の規定による申出に係る調査、助言、是正の要望等を行うこと。

(3) 前2号に掲げる職務を行うに際し、関係機関又は関係団体と必要な連絡調整を行うこと。

2 相談委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、相談委員は、次に掲げる事項を決定するときは、合議により行うものとする。

(1) 職務の執行の方針に関すること。

(2) 職務の執行の計画に関すること。

(3) その他相談委員が合議により処理することが適当であると認められる事項

4 相談委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（申出の方式）

第11条 条例第16条第1項又は第17条第1項の規定による申出は、苦情相談等申出書（様式第1号）により行わなければならない。ただし、市長又は相談委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭であることができる。

2 前項ただし書の規定により口頭の申出があったときは、市長又は相談委員は、その内容を書面に記録するものとする。

（調査しない申出）

第12条 市長又は相談委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

(1) 判決、裁決等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の援助の対象となる事項

(4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(5) 条例又はこの規則に基づく相談委員の行為に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、相談委員が調査することが適当でないとする事項

2 相談委員は、条例第17条第1項の規定により人権を侵害された旨の申出が当該侵害のあった日から起算して1年を経過した日以後になされたときは、当該申出に係る調査はしないものとする。ただし、相談委員において正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長又は相談委員は、前2項の規定により申出に係る調査をしないときは、その旨及びその理由を当該申出をした者に対し、調査対象外通知書（様式第2号（甲）（乙））により通知するものとする。

（資料の提出等）

第13条 相談委員は、条例第17条第4項の規定により関係者に対し資料の提出又は説明を求めるときは、協力依頼書（様式第3号）によりこれを行うものとする。

（調査結果等の通知等）

第14条 市長又は相談委員は、申出について調査が終了したときは、その結果を速やかに当該申出をした者に対し、調査結果等通知書（様式第4号（甲）（乙））により通知するものとする。この場合において、条例第17条第4項の規定により助言、是正の要望等を行ったときは、併せてその内容を当該申出をした者に通知するものとする。

（助言、是正の要望等）

第15条 相談委員は、条例第17条第4項の助言を口頭で行った場合において、当該関係者から当該助言の趣旨及び内容を記載した書面の交付を求められたときは、速やかに助言書（様式第5号）を交付するものとする。

2 条例第17条第4項の是正の要望等は、是正要望通知書（様式第6号）により行うものとする。

（申出の処理の状況等の報告等）

第16条 相談委員は、毎年度1回、申出の処理の状況及びこれに関する所見等についての報告書を作成し、市長に提出するとともに、公表するものとする。

（委任）

第17条 この規則の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行後、最初に委嘱される相談委員の任期は、第9条第2項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

堺市行政資料番号 1-D3-16-0124